

全国高体連資料より

## 1. 引率・監督について

### <従 来>

- 引率責任者は当該校の教員とする。
- 監督については、学校長の認めた教職員とする。

### <改 正>

- 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の(1)職員とする。個人の場合は、校長の認める学校の職員とする。
- 監督、コーチ等は校長が認める(2)指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

(1)当該校の職員・・・ 校長、教頭、教諭、助教諭、講師、非常勤嘱託員等「学校教育法第60条」に規定されている者。(非常勤嘱託員は地方公務員法第三条に身分記載)

(2)指導者・・・ ①の職員及び外部指導者(非常勤講師、スポーツクラブ指導者、社会体育指導者、当該校の卒業生・保護者等)で校長の認めた者とする。

ただし、各都道府県における規定が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規定に従うことを原則とする。

平成16年度から「改正案」が適用できるよう各都道府県において全国総合体育大会予選実施要項等の見直しをお願いする。

各競技大会の参加人数については従来どおりとする。

## 2. 競技者及び指導者規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。財団法人全国高等学校体育連盟(以下本連盟)は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

#### (規程の適用)

**第2条** この規定は、以下の競技者と指導者に適用する。

- (1) 競技者とは、学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高等学校体育連盟(以下都道府県高体連)に加盟登録した競技者をいう。ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- (2) 指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

### 第2章 競技者

#### (競技者のあり方)

- 第3条**
- (1) 高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
  - (2) 競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
  - (3) 体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
  - (4) スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
  - (5) スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

#### (競技者の禁止事項)

- 第4条**
- (1) 大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
  - (2) 企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
  - (3) 各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
  - (4) 自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

#### (大会等への参加)

- 第5条** (1) 競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。

- (2) 競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学学校校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

### 第3章 指導者

#### (指導者のあり方)

- 第6条** (1) 指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- (2) 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。
- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- (4) 禁止事項については第4条(競技者の禁止事項)を準用する。

### 第4章 罰則

#### (罰則)

- 第7条** 競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

### 第5章 改正その他

#### (改正その他)

- 第8条** 本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

### 附則

平成14年5月30日より施行

平成20年3月3日「競技者に関する別途規定」を定める。

### 競技者に関する別途規定

(財) 全国高等学校体育連盟

平成20年3月3日制定

中央競技団体には、プロ扱い競技者の登録を区別している中央競技団体と、これを区別していない中央競技団体がある。

この現状を踏まえ、財団法人全国高等学校体育連盟(以下本連盟)は、前者については中央競技団体の取り決めに従うものとし、後者については条件が整備されるまでの間、競技者の不利益とならないよう配慮するために、本別途規定を設ける。

- 1 プロ扱い競技者とは、企業等と契約を交わし、競技に関係して金品の授受がある

者を言う。

2 各競技専門部は、プロ扱い競技者が本連盟主催の大会に参加しようとする場合、選手登録に際し、次の事項について指導すること。

(1) 本連盟「競技者及び指導者規定」の趣旨を尊重するとともに、本別途規定の内容を確認し、関係企業等にも周知徹底すること。

(2) 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会に参加しようとする場合、以下の項目を確認のうえ申請し、許可を得ること。

ア 都道府県予選大会(これに付随する各予選大会を含む)より参加するものとする。

イ 大会日程およびタイムテーブルの配慮はしない。

ウ 全国高等学校総合体育大会等本連盟主催の大会参加に関して、宣伝広告を行ったり金品の授受があってはならない。

エ 大会(予選を含む)には、学校対抗の選手として参加を許可するものであり、ユニフォーム等は所属校のものを着用しなければならない。

オ 本人の氏名・写真、競技実績等の広告への掲載、テレビ広告等への出演は、本連盟がスポーツ振興上有益であると認めた場合は許可する。

3 本別途規定が適用される競技専門部は、本連盟「競技者及び指導者規定」を尊重し、中央競技団体と、プロ扱い競技者の登録を区別する等選手登録について条件整備を行うものとする。

4 本別途規定に違反する行為があった場合は、「競技者及び指導者規定」第7条(罰則)を準用する。